

令和3年度第2回青森県子どもの貧困対策等推進委員会

日時：令和4年2月4日（金）

10：00～11：30

オンライン開催

（事務局）

ただいまから、令和3年度第2回青森県子どもの貧困対策等推進委員会を開催いたします。開会にあたり、こどもみらい課長の最上から御挨拶申し上げます。

（最上こどもみらい課長）

令和3年度第2回青森県子どもの貧困対策等推進委員会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。本日は大変お忙しい中、御出席いただき、また開催方法の変更に対しても御対応いただきまして、本当にありがとうございます。

また、日頃から委員の皆様には健康福祉行政の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、昨年12月に内閣府から「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」が発表されました。これは、子どもの貧困に関するわが国で最初の全国データといえるものです。調査では、最も収入が低い水準の世帯やひとり親世帯が親子ともに多くの困難に直面していること、また収入が中低位の水準の世帯でも、多様な課題が生じていることなどが明らかになったところです。さらに、収入の水準が低い世帯や一人親世帯では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活状況がさらに厳しくなっている可能性もこのデータから示唆されているところです。

本県におきましても御承知のとおり、平成30年度に調査しました「子どもの生活実態調査」、あるいは昨年度に実施しました「新型コロナの影響化におけるひとり親家庭の困難に関する調査」においても同様の結果となっており、今後も子どもの貧困対策について継続した支援を推進して行く必要があると認識しているところです。

本日は、今年度からスタートとなる「第2次青森県子どもの貧困対策推進計画」の今年度の実施状況について御報告をさせていただき、皆様方から御意見を賜りたいと考えております。また、情報提供としまして、本県で最初となると思われまますヤングケアラーについて吉田委員から、「高校生の生活実態に関するアンケート調査（速報）」ということで情報提供いただくこととしております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げます、私からの御挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

（事務局：こどもみらい課）

委員会設置要綱第4条第2項の規定により、委員長が会議の議長となりますので、ここからの進行は委員長をお願いいたします。

(後藤委員長)

次第に従いまして進めてまいります。まず報告事項ですが、第2次青森県子どもの貧困対策推進計画の令和3年度事業の実施状況について、事務局からの説明となります。

【事務局：資料1により説明】

(後藤委員長)

ただ今の説明について、御意見・御質問等はございますか。

(篠崎委員)

今日御説明いただいた事業や取組はとても大切で、それが着実に進められていることに感謝しています。

子どもの貧困を青森県からなくしていくための体質改善が求められると思います。例えば、家事育児といった役割は女性が担うものという意識や女性が非正規雇用で働かざるを得ない状況、男女の賃金格差ということは変わっていく必要があると思います。つまり、まだまだ根強い性別役割分業意識の払拭やジェンダーギャップの解消など、男女共同参画の推進が絶対に必要だと思います。今日の会議についても、青少年・男女共同参画課と情報共有を是非行っていただきたいですし、今後も、重要な関連部署として課題解決に向けて、一緒に取り組んでいけたらと思っています。是非よろしく願いいたします。

(事務局：こどもみらい課)

青少年・男女共同参画課との情報共有・連携については、これまでも連携して取り組んでおりますが、貴重な意見としまして、今後もすすめていきたいと思っております。ありがとうございます。

(秋田谷委員)

3点ほどお願い、要望がございます。まずは、施策の基本方針の3について、ひとり親家庭の就労環境と子育て支援の整備をお願いしたいということです。不安定な就労形態の改善のため、より高い収入を得られる就業を可能にするための支援施策として、資格取得や高等教育訓練促進等がなされています。有効な支援であり、看護師や介護福祉士等の専門的な業務は就職率が高いですが、時間的余裕、生活環境、本人の資質、予算を考えると支援できる人数は限られています。

生活時間が仕事偏重であるひとり親家庭が技能習得のための時間を割くのは難しい中、それでも安定した就労を望み、資格を取り技能を身に付けても、ひとり親というところでシャットアウトされた例は、昨年度の「新型コロナウイルス下のひとり親家庭の実態調査」のインタビュー調査でも報告しています。県母子寡婦福祉連合会では委託事業の中で就業支援講習会を実施していますが、ここでもそのような例は多々あります。求人開拓時に日常生活支援事業の説明をするなどして、事業主の方にアプローチしていますが、現場ではやはりひとり親に対する認識は古いままです。

また、ひとりで子育てをしているため、どうしても仕事を休むことが重なると、職場での人間

関係や上司との間で気まずくなり、精神的に追い詰められたり、転職をしたりする方もいます。そして、保育や放課後児童会の終了時間の関係で就業時間や就労形態が限定されます。やはり、ひとり親が就職するには、子育て環境の整備と社会の、特に事業所の理解と協力が必要です。

次に、施策の基本方針の4、貸付制度の活用についてです。一部の福祉事務所において、なかなか利用に繋がらないという相談をよく受けます。相談の電話をしても、職員の対応が「できません」を前提にした話しぶりで、数年前には「民間を利用できるなら、そちらを利用してください。」と言われたとの相談もありました。

最後に、施策の基本方針の5、母子・父子自立支援員の業務についてです。支援員にタブレットを配付し、個々の相談者への寄り添いを十分にさせていただけるのはありがたいですが、ひとり親家庭のWi-Fiの環境についてはどうでしょうか。そのような環境整備についても対応をお願いしたいと思います。

母子父子自立支援員の現状は、内部の事務処理の補助が多いという話も聞きます。母子父子自立支援員の方は、ひとり親家庭の方と直接お会いしてコミュニケーションをとって、課題の解決、寄り添う支援をお願いしたいと思います。

(事務局：こどもみらい課)

ひとり親の方への支援については、いろいろな課題が多様化しているということもあり、コロナ禍においても継続した対応が必要と考えています。県では各地方福祉事務所に一台ずつタブレットを配置しています。母子父子自立支援員に関しては、支援員の資質の向上、また、直接会って声を聞き様子を見ながら相談をすすめるのが一番かと思いますが、配置しているタブレットを使っての相談もできるような体制づくりに努めていきたいと思っています。

(後藤委員長)

タブレットを使用し、ビデオ通話を利用した相談支援体制の構築というのは、母子父子自立支援員同士で、いろいろなやり取りをするということでしょうか。それとも、支援員と相談者がビデオ通話をするということでしょうか。

また、Wi-Fi環境というのは、相談者の方のWi-Fi環境がしっかりしていない、導入できないということならば、相談者と支援員でビデオ通話というのもなかなか難しいと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局：こどもみらい課)

現状では、各地方福祉事務所同士の情報共有はタブレットでできていますが、ひとり親家庭の方への相談については、実際にいらしていただき、タブレットでいろいろな情報をお見せしながら相談を行うということが主となっていて、まだオンラインでの相談体制までは整っていない状況です。

(後藤委員長)

ありがとうございます。今、このコロナの状況で、なかなか対面での面接は難しいということ

も含めて、さまざま考えてもらえればということですね。もう一つ、母子寡婦福祉資金の貸付事業で、民間の貸付を利用できるのであれば、そちらの利用を優先していただきたいと言われたとのことですが、それは共通の認識なのでしょうか。それともそうではないのでしょうか。

(事務局：こどもみらい課)

民間制度の利用が優先ということではないと思うのですが、それぞれの方の家庭の状況をお聞きした上で、優先順位を決めて利用の助言をしているということだと思います。

(秋田谷委員)

いろいろな貸付制度があるわけですが、窓口に行っても、保証人がいなかったり、債務があったりして、貸付けを受けられない場合もあります。まずは、公的機関で利率も安いところで借りることができれば一番いいわけです。ところが、民間で借りることができるのであれば民間で借りてほしいという方向が示されれば、その後は相談者もなかなかそれ以上は進めない場合もありますよね。支援員によっては、いろいろ経済状況を聞いて、こういうふうにしたらいいのではというアドバイスもいただける場合もありますけれども、福祉事務所によっては、もう絶対民間の貸付が優先ですよといった言い方をされる場合もあるようですので、そここのところをきちんと御指導いただければいいと思います。

(吉田委員)

私から申し上げたいことが、2つほどございます。一つは、高校生の奨学給付金の増額の話です。大変重要な点で、このような対応は必要だったと思いますし、行われてきていることが重要だということを、皆さんにも是非認識していただきたいなと思います。

現在、居場所づくり事業などで、子育て支援などが進められてきていますが、どうしてもそのようなところに来る子どもたちの年齢は、小中学生ぐらいまでの子どもたちが多いです。しかし、実は児童手当が15歳までで、むしろお金のかかる高校になってからの方が大変と、昨年度行ったひとり親世帯を対象とした調査でもかなりの方がおっしゃっていました。高校生がいろんな場面でどうしてもお金がかかるのに、児童手当はもらえなくなるという中で、今回、高校生の奨学給付金が増額になっているというのは大変に重要なことだと思います。また、民間の居場所作りを行ったときにその姿が見えてこないのが、実は、高校生ぐらいの年代の子どもたちです。

実は子どもの貧困を考える時には、世代間連鎖の問題が非常に大きくて、その一番重要な時期というのが高校生で、これから自立していく時期の子どもたちをどう支援できるのかということが、極めて重要だと思っています。今日の後半で報告させていただくヤングケアラーの調査もですが、子どもの貧困というときにどうしても「子ども」という思い浮かべる像が幼いところに偏りがちなのですが、「若者」といわれるような世代、高校生ぐらいの世代に対する支援も充実させていく必要があるということで、今後も県としても重視していただきたいと思っているということが一点です。

それから、これは直接ということではありませんが、コロナに関連して、今回のオミクロン株でかなり子どもの感染が広がっていて、学校現場等が非常に厳しい状況に置かれている中で、ど

うしても休校が増えてくると思います。去年も休校になった時に本当に大変だったというひとりの方々の声が聞こえてきていて、仕事を休まざるを得ない、でも、そうすると収入が減ってしまうと。今回、小学校などが休校になり保護者が仕事を休まざるを得ないときの助成金が、国の政策として行なわれています。今報道されているところでは、実は事業者が、まず年休を使うことを促し、きちんと制度を申請していないということが言われています。子育てをしている人にとって年休はとても貴重で、先に年休を使ってしまうと、この先何かあったら休めなくなってしまうのではないかとこの心配があります。

こういった政策のすごく大事なところは、実際に利用できるかどうかということで、利用等について、身近な相談機関に行って対応してもらえることが必要だと思います。困っている方が国に相談するというのはなかなかかなりにくいところで、やはり地方自治体の公的な相談窓口の果たす役割が大きくなってくるとおもいます。そのあたり、県で最近急拡大しているコロナに対応して、どのような相談が寄せられてきているのか、どのような対応をされているのか、そのあたり少し情報いただけたら嬉しいと思います。お願いします。

(後藤委員長)

最初の高中生やその世代の現状とのものというのに関しては、渡辺委員お聞きしたいと思います。先に、二つ目でお話のあったコロナの状況下における制度活用ということで、まず事務局から何かございますか。

(事務局：こどもみらい課)

県では、ひとり親の方の相談窓口としては、各福祉事務所の母子父子自立支援員による対応と、母子寡婦福祉連合会にひとり親家庭等就業自立支援センター事業として相談事業を委託し実施していただいています。実際に相談内容の具体的な内容は把握していません。

(吉田委員)

是非今後、情報収集していただいて、やはり身近なところで支え、制度の利用を推進していくというのもとても大事な部分だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(後藤委員長)

お子さんがコロナに感染してしまったとか、もしくは濃厚接触者になってしまったことで、保護者が就労を休まなければならないときの事業所における小学校休業等対応助成金の対応について関委員、小山田委員いかがでしょうか。

(吉田委員)

小学校休業等対応助成金もありますし、休業手当もありますが、ただそれを申請するのは事業者なので、事業者が理解していないと休んだ時の給与が補償されないということが起こってしまいます。巷でよく言われているのは「有休でまず対応してください」と言われるのですが、子育てをされている方々は有給休暇を何かのためにとっておきたいという状況もあります。制度はあ

るのですが、事業者に浸透していないことや手続きに手間がかかるので対応してもらえていないという話があるようです。県内の状況はいかがでしょうかということです。

(関委員)

先ほど吉田委員からもありましたとおり、大企業でない限り有給休暇を使わざるを得ないというのが現状だと思っています。実際にあったケースでいえば、子どもや家族がコロナに感染した場合には、会社で使える特別休暇が制度化されているところもあるのですが、感染していない場合については、やはり有給休暇を使わざるをえないというのが現状です。感染が拡大している現状からは、利用の報告が少ないというのも事実です。

(小山田委員)

有給休暇が取りにくく、制度があっても現場でなかなかそのとおり運用されていないところがあるというお話だと思います。本日は、所管となる青森労働局の前田委員が欠席ですが、このような制度の普及というのは労働政策ですので、労働政策として促していくことが大事であると思っています。産業政策として、商工会連合会に労働局から普及についての依頼があれば、対応できる場所はしますし、これまでもさせていただいております。

有給休暇の制度の運用となると、県内企業約4万企業がありますがけれども、その99.9%が中小企業、さらにはその全体の86%程度が従業員5人以下、さらに県内企業の半分以上は個人事業主というのが青森県の現実ですので、そのような中でどう普及させるかとなってくると、資料1の基本方針の5にあるような「就労支援」に対応していただける企業はそう多くはないと思っています。

また、そもそもコロナに関係なく働き方改革を国が推進しており、そこにコロナが加わったという大変な状況ですが、商工会連合会ではできるところは対応していきたいと思っています。

では、商工団体で何ができるのかということになりますと、今一番大事なのは、事業の継続の問題です。事業所がなくなれば雇用の場なくなるわけですから、まずそこをしっかり支えて、経済の範囲が小さくならないようにしていければと考えています。事業者の事業継続という面から子どもの貧困の問題をカバーしていければと思っています。

昨年度の「新型コロナの影響下におけるひとり親家庭の困難に関する調査」では、コロナの影響で1/3以上の家庭において仕事が減っている、約4割の家庭において収入減となっている、また6割強の家庭において家計の収支が赤字と見込んでいるという結果となりました。

やはり「経済なくして、福祉はない」ので、どう経済を安定させていくか、事業を継続させていくかということに注力し、様々な要請に対応していきたいと思っております。

(吉田委員)

小学校休業等対応助成金や休業手当などは、事業所が手続きをすれば国から助成金が出るので、事業所に手続きをしていただけるよう情報が十分に提供され、理解されているのかということをお話させていただきました。

小学校休業等対応助成金は、小学校が急に休みになったときに、通常の有給休暇とは別の休暇

として、賃金を全額支給したときに、その分が会社に補償される国の制度です。ただ、これは事業所が手続きをしなければ、実際には労働者にとっては適用されません。企業には、手続きの負担があるかもしれませんが、制度としては調べていて、企業に金銭面での負担があるわけではないのですが、周知や対応がなされているでしょうか、あるいはそういうことに係る御相談が窓口等に寄せられているでしょうか、ということをお聞きいたしました。

もちろん事業所が存続することはとても大事で、例えばむつ市のアツギ東北の撤退などは、多くの女性が職場を失うことになり大変なことだととても憂慮しております。

事業所の事業継続とともに、事業所の負担のない形で制度利用を押し進めていただくということも大事だと思っております。

(後藤委員長)

まず一つは吉田委員がおっしゃったように制度周知ですね。事業所にも周知がされているのか、また周知されたら、次にそれを働く方々が利用しやすいものとして調べていくこともまた必要だということですね。

もう一つは小山田委員がおっしゃったように、新たな貧困を生み出さないということで、企業の事業継続を支えていくこともまた必要だということで、事務局も意見として受けておいてもらえればと思います。

同じように子どもの貧困というと、年齢の小さい子どもを思い浮かべますが、実は高校生の年代も対象になるというお話が吉田委員からありました。それに関して渡辺委員から高校の現場での様子などお話いただければと思います。

(渡辺委員)

奨学のための給付金が増額されたということで、非常にありがたいお話だと思って拝見しました。コロナで学校が休校になり、家庭でもタブレットやパソコン、スマートフォンを使用した課題があったりしますので、通信費の増額についても非常にありがたいと思っています。

学校では今、ICT化が非常に進んでいまして、すべての学校にWi-Fi環境が整備され、タブレットパソコンを使用した授業が多くなっています。その流れで家庭でも、生徒が宿題をパソコンでする場合もあり、どうしても通信費がかかる時代になるとと思っています。通信費分の増額は、これからもお願いしたいと感じています。

また、高校に入ると、授業料の負担はなくなっていますが、実際には中学校以上にお金がかかります。制服や教材費・教科書代、部活動の負担が大きくなっていると感じます。部活動では、道具を買ったり、遠征したりする費用が必要です。そうすると、経済的に厳しいので部活動ができないというような生徒もいるように聞いています。やりたいことや伸ばしてあげたいけれど、まだまだできない部分もあると感じています。

(後藤委員長)

ありがとうございました。Wi-Fi環境、通信費の負担などについて御意見をいただきました。十和田子ども食堂実行委員会の写真が出ていましたので、私からも情報提供したいと思います。

十和田子ども食堂実行委員会では、子ども食堂以外にも我々の運営している児童養護施設に来て、ピザを配付してくれたり、いろいろなイベントをしてくれたりといったボランティアもしてくれています。

また、我々の運営している児童養護施設にきている訪問販売のパン屋さんや団子屋さんなのですが、コロナの状況になった時に、個人事業主の飲食店などであれば支援金の対象となるのですが、訪問販売だと対象にはならず、大手の会社に訪問を断られたりすると大きく減収になってしまい大変だとのお話でした。

それでは、「高校生の生活実態に関するアンケート調査（速報）」について吉田委員から情報提供をお願いします。

（吉田委員）

こちらの調査は、青森県内のある定時制・通信制の高校においてヤングケアラーに焦点を当てた調査を実施いたしました。なぜ今日、子どもの貧困対策等推進委員会で報告をするかということ、ヤングケアラーと子どもの貧困には重なりが大きいことが見えてきているためです。そういう観点で、今後子どもの貧困対策を考えるにあたって、ヤングケアラーというのも一つの重要な視点になると思いましたので、速報ですがデータを報告させていただきます。

【以下、「資料2」に沿って調査結果を説明】

（後藤委員長）

ありがとうございました。各委員の方から御質問などございますか。

（秋田谷委員）

学校の先生方は、どの程度ヤングケアラーのお子さんたちに関わっているのでしょうか。学校でもいろいろと支援して下さると思いますが、母子父子自立支援員にもこのような状況を知ってもらい、家庭の状況を把握し支援につなげていくということが大事だと感じました。

（後藤委員長）

学校として現状や支援していることなどあればお知らせいただけますか。

（正部家委員）

学校では、ヤングケアラーに該当すると思われる生徒を担当がキャッチすることもありますし、ソーシャルワーカーがキャッチすることもあります。学校にはソーシャルワーカーが配置されていますが、利用の手續に手間がかかることで支援を断念するようなケースもあります。一方、即支援につながれるようなヤングケアラーの方もいますので、きめ細やかな大人の支援や学校、行政機関、そして医療機関などの関係機関がつながりを密にすることが大切だと思います。支援者の資質の向上も大切です。ヤングケアラーが、安心して学校生活を送れるように行政機関、民間機関、そして学校、医療機関、経済的支援をする方たちなどが連携し、子どもたちも家庭も安心

できるような仕組みができればと思います。

(後藤委員)

中学校、小学校での状況はいかがでしょうか。

(横山委員)

中学生の家庭の状況は、学校からは見えづらいというのが正直なところです。先生がヤングケアラーに気づくかどうかは、例えば授業中に居眠りばかりしている生徒がいたりすることや、毎日生徒が記載している「生活記録ノート」の記載内容などがきっかけになるかと思います。

ヤングケアラーはケアしなければならぬ理由が様々あると思いますので、ケースバイケースで支援していくしかないと思います。学校関係者や民生委員が介入することを拒否する家庭もあるので、苦しい現実もあります。

(加藤委員)

小学校の場合も横山委員がおっしゃったように家庭の状況を知るといのはとても難しいと感じています。そのため、教室での子どもの様子や服装、教育相談をこまめにやるなどの工夫をしています。ほかにも生活アンケートとして、子どもの悩みをなるべく捉えるようにしています。スクールカウンセラーの先生もいますので、気になる子どもは個別に相談を進めることをしていますが、ヤングケアラーに関して具体的に対応したような経験はないです。具体的に相談があった場合には、関係機関に相談しながら進めていかなければならないと思っています。

(渡辺委員)

横山委員がおっしゃったように、子どもも親も学校に負の部分を見せたくない、家庭には介入してほしくないというケースがほとんどだと思います。ただ、自分の状況をポジティブに捉えて、たくましく前向きに取り組んでいる生徒もいます。

支援が必要であることがわかった場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの先生方に御支援いただき、速やかに手続きや行政・医療機関との連携を図る必要があると思います。今回調査対象が定時制・通信制の高校で調査を行ったということで、全日制の高校で調査を行った場合には、異なる調査結果が出るのではないかと思います。

(下山委員)

高校生と接していて感じることは、高校生ぐらいになるとなかなか本音を話さないようになり、家庭に介入するということが非常に難しいです。今の時代、人に知られたくない、そういうふうに見られたくないということがあるので、どの部分からやっていけるかということが課題です。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

吉田委員、今回調査をしたお子さんの保護者はどう思っているかということを知れる結果などはないでしょうか。

(吉田委員)

今回は生徒が対象の調査なので、保護者がどのように感じているのかというデータはないです。ただ、「親が仕事で忙しいから」という理由が多いところを見ると、かなりの時間親は働いていて、もう高校生なのだからやっておいてね、というようなことがあると思います。

もちろん何度も強調しますが、高校生であれば、ある程度家庭生活をささえる部分があっても当たり前部分もあると思います。それが、成長や自立につながるものであればいいと思います。問題は、欠席が多くなるとか、提出物が出せなくなるとか、本人のこれからの自立に影響することです。本人自身も進路に悩んでいる率も高く、どのようにして自立していけばいいのかということを考えています。ここが結局、子どもの貧困が世代間連鎖するという話と繋がる部分になってくるのだらうと思うので、それをどのようにしていくか、ぜひ関係者の方で、力を合わせていければいいと思います。

今回定時制・通信制高校にターゲットを当てて調査をしたのは、そこにヤングケアラーが多くいるのではないかと考えたということがあります。どの対策をしていくにも、全面的にすべてのところで施策を推進するというのは、現実的になかなか難しい時に、一般的に、貧困の問題は学校の学力と関連するということは、データでも出ていることなので、定時制・通信制高校の学力的にはあまり高くない子たちが行くような高校にターゲットを当てて資源を投下していく。ヤングケアラーも、貧困の問題も、必要などころに手厚くしていく政策は、効率という意味ではあり得るのではないかと思います。

(後藤委員長)

ありがとうございました。今回の調査の結果等から様々なことが枝葉的に生じていくと思いますが、引き続きこの調査結果を来年度以降、委員会で計画の進行管理を行っていく上で参考とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間となりましたので、本日の議事はこれで終了します。皆様、オンラインでの会議に御協力いただきありがとうございました。最後に事務局からお願いします。

(最上こどもみらい課長)

皆様、本日は長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございます。特に県の取組みに関して御意見をいただきました。

私の印象ですが、活用できる制度をきちんと活用できるように周知を図っていくことがまず大事なポイントだと思いました。具体的には、ひとり親家庭に対する貸付金の問題や、小学校休業等対応助成金や親の有給休暇の取得に関する制度等を活用できるよう図っていくことです。

また、コロナの状況もありますが、ひとり親や貧困家庭に対する相談支援体制を強化していくことも大事なポイントと理解したところです。加えて、就業のための資格等を取得しても、ひとり親家庭であるということが理由となってなかなか就労に結びつかないということも御指摘と

してありました。ひとり親家庭が子どもを育てながら仕事をし、安定した生活ができるようさまざまな機関の協力を仰いでいく必要があると思っています。このような取組を今後検討して進めていきたいと考えています。

また、「高校生の生活実態に関するアンケート調査」で、経済状態やひとり親の家庭の状況と、ケアの問題が密接に結びついていることが重要なポイントとして浮かび上がってきたと思います。

学校あるいは母子父子自立支援員など、さまざまな子どもに関わる支援をする機関が、ヤングケアラーを正しく認識したうえで、支援を行っていくことの重要性も御指摘があったと思います。

普及啓発やヤングケアラーについても、こどもみらい課の所管事項ですので、今後、これらのことも含めながら進めていければと思ったところです。皆様方からいただきました御意見等を踏まえまして、各方面の方の御協力をいただきながら、本県の子どもの貧困対策に関する総合的な政策の充実に努め、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる青森県の実現に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。今後とも皆様方の御協力をお願い申し上げまして、簡単ですが私からの最後の御挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。